

日本ポリエチレンブロー製品工業会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は日本ポリエチレンブロー製品工業会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の緊密な連携並びに親睦を図ると共に斯業の健全な発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。
- (1) 製品の普及宣伝並びに市況の調査
 - (2) 原材料の確保
 - (3) 生産加工技術の改善向上
 - (4) 必要なる調査、資料の蒐集交換
 - (5) 関連業界との連絡協調
 - (6) その他之に関連する事業

- 第 3 条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じ従たる事務所を置くことが出来る。

第2章 会 員

- 第 4 条 本会はわが国においてポリエチレンブロー製品を製造加工する業者を似って組織する。尚別に特別会員を設けることがある。
- 第 5 条 本会に入会せんとする者は、入会申込書に入会金を付して提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 第 6 条 本会の目的達成に反し、または非協力な会員、理事会に諮り総会の決議により会長が除名することがある。
2. 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを提出しなければならない。
また、退会する場合は、その期の会費は納入しなければならない。

第3章 役 員

- 第 7 条 本会に次ぎの役員を置く。
- | | | |
|---|-----|-----|
| 会 | 長 | 1 名 |
| 副 | 会 長 | 2 名 |
| 理 | 事 | 若干名 |
| 監 | 事 | 若干名 |

2. 理事及び監事は総会において会員から選任する。
但し、理事のうち1名を専務理事とし会員外から選任することができる。
3. 会長および副会長は理事の互選による
4. 専務理事は理事会の同意を得て会長が任免する。

- 第 8 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
 3. 理事は重要事項の審議に当たるものとする。
 4. 専務理事は会長および副会長を補佐し、理事会の議決を経て事務局を統括し会務を処理する。
 5. 監事は本会の財務を監査する。

- 第 9 条 役員任期は2カ年として再任を妨げない。
2. 補欠の役員任期は前任者の残任期とする。

- 第 10 条 本会に顧問および相談役をおくことができる。

- 第 11 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局に関し必要な規定は理事会の議決を経て会長が之を定める。

第4章 会 議

- 第 12 条 会議は総会および理事会とし、第2条の目的を達成する為開催する。

- 第 13 条 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年5月末までに、臨時総会は必要に応じ理事会の議決を経て、会長之を招集する。
また会員の3分の2以上の要求がある場合は、臨時総会を開くことができる。

- 第 14 条 総会は過半数の出席をもって成立し、出席人数の過半数をもって決する。

- 第 15 条 総会の議長は会長が当たる。

- 第 16 条 理事会は理事をもって構成し、必要に応じて会長が之を招集する。
2. 理事会の議長は会長が当たる。
 3. 理事会は過半数の出席をもって成立し、出席人数の過半数をもって決する。

第 17 条 技術，規格，原料等に関して必要に応じ、部会，委員会等を設けて、特別に調査、審議することができる。

第 5 章 財 務

第 18 条 本会の経費は入会金，会費および寄付金等をもってする。

第 19 条 本会の入会金および会費は理事会ならびに総会の議決を経て別に定めるところによる。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月に始まり、翌年 3 月に終わる。

第 21 条 監事は決算報告書を監査し、意見を付して会長に報告しなければならない。

附 則

第 22 条 本会則の改廃または変更は、理事会において議決した後、総会において決するものとする。

本会則は昭和 45 年 10 月 1 日よりこれを施行する。

平成 11 年 5 月 18 日 改正